

入札説明書

「沖縄県警警察施設用地造成設計業務」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格

競争参加資格については、入札公告に示したもののほか、下記によるものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県警察競争契約入札心得（国費関係）第6条第2項の規定に抵触するものではない。
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合。
- (2) 平成28年4月1日以降から一般競争参加確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限日までに、入札公告2(7)で示す建築設計業務を元請けとして受託し、完了・引渡し完了した業務実績を有すること。

2 競争参加資格の確認等

- (1) 資格確認資料は、「一般競争入札参加資格確認申請書」、「様式1」、「様式2」、「暴力団排除に関する誓約書」「役員等名簿（別記様式第1号）」より作成すること。
- (2) 資格確認資料は、次に従い作成すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 業務受託実績（様式1）
 - (ア) 1(2)に掲げる資格があることを判断できる業務実績について、様式1に業務名及び必要事項を記載すること。
 - (イ) 記載する業務実績の件数は1件でもよい。
 - (ウ) 契約書及び業務内容（実績）が証明できる資料を添付すること。
 - ウ 配置予定技術者の資格等（様式2）
技術検定合格証明書、資格者証、免許証及び健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
 - エ 暴力団排除に関する誓約書
 - オ 役員等名簿（別記様式第1号）
- (3) 上記(1)、(2)に定める資格確認資料のほかに、競争参加資格を確認するため下記の資料も提出すること。
 - ア 「資格審査結果通知書」の写し
 - イ 「現在事項全部証明書」（3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。）
 - ウ 「納税証明書」（未納税額がないことの証明書で、写しでも可とする。）
 - エ 「保険料等の納入証明書」（未納がないことの証明書で、写しでも可とする。）
- (4) 競争参加資格の審査結果は令和8年6月5日（金）（予定）までに書面にて通知する。

3 支払条件

- (1) 前金払
前金払を請求できる額は、業務委託料の10分の3以内とする。
- (2) 部分払
期履行部分払は下記基準表による。

契約金額	期履行部分払の回数
------	-----------

100万円以下	0回
100万円を越え1,000万円以下	1回以内
1,000万円を越え3,000万円以下	2回以内
3,000万円を越え5,000万円以下	3回以内
5,000万円を越え1億円以下	4回以内
1億円を越える金額については、5,000万円増す毎に1回加える。	

4 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合において代理人が行う場合は別紙「委任状」の提出をしなければならない。
- (6) 入札執行回数は、原則2回とし、最大でも3回を限度とする。なお、再度の入札を行う前に補足現場説明を行うことがある。再度入札の結果、落札者がなく、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約の協議に移行する場合、再度入札参加者から希望者を募るものとし、協議は原則2回を限度とする。

5 その他

- (1) 落札者は、2(2)の資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務の現場に配置すること。
- (2) 資格確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書、別冊図面・仕様書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 代理人が出席する場合は委任状を当日提出するものとする。
- (5) 入札参加者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項等（以下「入札公告等」という。）を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札公告等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札をした者は、入札後、入札公告等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。